○国土交通省告示第千四百七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第一項の表福井ＮＤＢの項を削る。

第四項の表花巻ＩＬＳの項中「平成22年10月21日から平成22年12月15日まで供用休止」を「平成22年12月16日から供用再開」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一項の表福井ＮＤＢの項の改正規定は平成二十三年一月十三日から施行する。

○国土交通省告示第千四百七十八号

広島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　広島空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　広島空港内及びその周辺　広島県三原市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成五年運輸省告示第五百五十三号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十三万カンデラ」を「二万一千カンデラ」に、「四万カンデラ」を「三千百カンデラ」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項灯質の欄中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、同項光度の欄中「七カンデラ」を「五カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年一月十三日

○国土交通省告示第千四百七十九号

新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新千歳空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　新千歳空港内及びその周辺　北海道千歳市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十三年国土交通省告示第千四百八十八号を参照。）

四(2)　滑走路Ａに係る灯火の表滑走路中心線灯の項配置等の欄中「三十メートル」を「十五メートル」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十三年一月十三日

○国土交通省告示第千四百八十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

別表Ｗ19の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年１月十三日から施行する。

○国土交通省告示第千四百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第１項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1121	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）レミスト心斎橋ＥＡＳＴ」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社	大阪市北区梅田三丁目３番５号	平成22年12月２日

○国土交通省告示第千四百八十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第１項の規定により、平成二十二年十月十八日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｉ－1831	ホンダ　ＪＢ　Ｈ－Ａ Ｆ70	オートバイ	ホンダ　Ａ　Ｆ70Ｅ	0.049	新大洲本田摩托有限公司　中国上海市青浦区華新鎮嘉松中路188号

○国土交通省告示第千四百八十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第１項の規定により、平成二十二年十月二十五日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の定格出力(kW)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｉ－1832	ホンダ　ＺＡ　Ｄ－Ａ Ｆ71	オートバイ	ホンダ　Ａ　Ｆ71Ｍ	0.58	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千四百八十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第１項の規定により、平成二十二年十月十九日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3264	ヤンマー　Ｅ　ＤＭ－34Ｌ	農耕トラクタ	ヤンマー　３ＴＮＶ88	1.642	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町１番32号
農3265	ヤンマー　Ｋ　ＤＮ－53Ｌ	〃	ヤンマー　４ＴＮＶ98	3.318	〃

○国土交通省告示第千四百八十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第１項の規定により、平成二十二年十一月十一日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十二年十二月十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3266	クボタ　ＫＤ　Ｐ－ＭＺＺ	農耕トラクタ	クボタ　Ｖ　3800	3.769	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目２番47号